

議会運営委員会の検討項目

区 分	検討項目	結 果
短 期	1 行財政改革特別委員会の設置	会派代表者に委ねる
	2 議案審議における発言制限（3回まで）の撤廃	撤廃せず現行どおり
	3 本会議の閉会時間（午後4時を午後5時へ）	午後5時までとする
中 期	4 議会基本条例の遵守	検討中
	5 一般質問の制限時間等	検討中
	6 人事案件の表決の方法	
	7 施政方針演述に対する会派代表者による質問	

平成23年 7月11日現在

りました。「本会議の閉会時間」は、提案どおり終了時間を午後4時から午後5時と変更しました。検討項目は次のとおりです。



本会議初日に市民憲章の唱和

～子どもが安心して自信を持って生きることのできる地域社会を目指して～

「子育て研究部会」の取り組み



奥州市議会市政調査会（会長：佐藤邦夫議員）の事業として「子どもの権利条例に関する調査研究」が盛り込まれ、平成22年6月18日に子育て研究部会を立ち上げ、議員8名が参加し「奥州市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向け検討を進めています。



条例制定の背景

平成元年に国連本会議で「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国は平成6年に同条約を批准しました。市では「子ども達は次の世代を担う大切な存在である」との認識から平成19年3月に「奥州市次世代育成支援行動計画 子育て環境ナンバードワンプラン」を策定しました。また、平成21年3月に「奥州市自治基本条例」を制定し、子どもの権利についても規定されました。奥州市議会では平成21年4月に議員有志による「子育て研究会」を発足させ37回の会議と14回の市民懇談会開催などにより検討を重ねてきました。平成22年6月に奥州市議会市政調査会に「子育て研究部会」が位置づけられ、議員立法による条例の制定を目指しています。

条例の目的

- (1) 子どもの権利を保障することを目的とします。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者、子どもがそれぞれの立場で、あるいは連携して、一人ひとりの子どもが人として尊重され、幸せに生きることができるよう、まちぐるみで子どもの権利を保障することを目的とし

条例に備えたい特徴

- (1) 子どもの実状を踏まえたものとしてします。
- (2) 市民に身近で興味を持たれるような内容とします。
- (3) 条例制定後も、実施状況を確認し、継続的に見直す仕組みとします。

今後のスケジュール

現在、条例素案について関係部署と協議を行っており、まとまった条例素案を市民説明会において提示し、市民の理解を得た後条例案文を決定、平成23年度中の条例制定を目指します。

市政調査会子育て研究部会

職 名	氏 名	所属党派
部 会 長	佐 藤 克 夫	創 政 会
副 部 会 長	千 田 美 津 子	日 本 共 産 党
部 会 員	三ノ宮 治	爽 志 会
部 会 員	高 橋 政 一	市 民 ク ラ ブ
部 会 員	関 笙 子	創 政 会
部 会 員	阿 部 加 代 子	公 明 党
部 会 員	内 田 和 良	創 政 会
部 会 員	高 橋 瑞 男	政 凛 会